

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">公益社団法人岡山県栄養士会災害支援実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、岡山県内外で大規模な地震、台風等の自然災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、迅速に被災地内の医療・福祉・行政部門等と協力して主として栄養・食生活に係る災害支援を行うために必要な事項を定め、災害時における栄養・食生活支援体制の円滑な運営を図ることを目的とする。</p> <p>(活動内容)</p> <p>第2条 公益社団法人岡山県栄養士会(以下「栄養士会」という。)は、災害発生時に岡山県栄養士会災害支援チーム(以下、「岡栄 DAT」という。)を編成し、被災地内において次の活動を行うこととする。</p> <p>(1) 活動支援拠点及び活動拠点において、被災地内の医療・福祉・行政栄養部門と連携し、情報収集・分析を行い、その伝達・共有化を図る。</p> <p>(2) 被災施設や避難所等の責任者の許可のもと、避難所、給食施設、仮設住宅等における被災者への栄養補給を行う。</p> <p>(3) 被災施設や避難所等の責任者の許可のもと、避難所、給食施設、仮設住宅等における被災者への栄養・食生活支援を行う。</p> <p>(4) 円滑な食事提供の運営や食料供給の質の確保等に必要な後方支援を行う。</p> <p>2 岡栄 DAT は、前項の活動以外に、被災地内での対応の困難な被災者がいる場合は、医療機関等に連絡し、必要な対応を行う。</p> <p>3 岡栄 DAT は、移動・搬送手段、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。</p> <p>4 岡栄 DAT は、調製粉乳、栄養補助食品等の特殊な食品が必要な場合には、栄養士会に支援を要請することができる。</p> <p>(活動方法)</p>	<p style="text-align: center;">公益社団法人岡山県栄養士会災害支援実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、岡山県内外で大規模な地震、台風等の自然災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、迅速に被災地内の医療・福祉・行政部門等と協力して主として栄養・食生活に係る災害支援を行うために必要な事項を定め、災害時における栄養・食生活支援体制の円滑な運営を図ることを目的とする。</p> <p>(活動内容)</p> <p>第2条 公益社団法人岡山県栄養士会(以下「栄養士会」という。)は、災害発生時に岡山県栄養士会災害支援チーム(以下、「岡栄 DAT」という。)を編成し、被災地内において次の活動を行うこととする。</p> <p>(1) 活動支援拠点及び活動拠点において、被災地内の医療・福祉・行政栄養部門と連携し、情報収集・分析を行い、その伝達・共有化を図る。</p> <p>(2) 被災施設や避難所等の責任者の許可のもと、避難所、給食施設、仮設住宅等における被災者への栄養補給を行う。</p> <p>(3) 被災施設や避難所等の責任者の許可のもと、避難所、給食施設、仮設住宅等における被災者への栄養・食生活支援を行う。</p> <p>(4) 円滑な食事提供の運営や食料供給の質の確保等に必要な後方支援を行う。</p> <p>2 岡栄 DAT は、前項の活動以外に、被災地内での対応の困難な被災者がいる場合は、医療機関等に連絡し、必要な対応を行う。</p> <p>3 岡栄 DAT は、移動・搬送手段、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。</p> <p>4 岡栄 DAT は、調製粉乳、栄養補助食品等の特殊な食品が必要な場合には、栄養士会に支援を要請することができる。</p> <p>(活動方法)</p>

第3条 活動は、「非常災害時の栄養・食生活支援マニュアル(平成22年3月作成)」に基づいて、岡山県内で災害が発生した場合には岡栄 DAT が中心となって、県外で災害が発生した場合には(公社)日本栄養士会の要請を受けて支援活動を行うものとする。

(1) 県内で災害が発生した場合

1) 「岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定書」に基づいて活動する。

2) 岡栄 DAT は、スタッフとリーダーをもって編成することを基本とし、原則として「日本栄養士会災害支援チームリーダー研修会」(以下、JDA-DAT リーダー研修会という。)修了者及び岡栄 DAT スタッフ養成研修会受講者の4名程度で編成するものとする。リーダーは JDA-DAT リーダー研修会を修了した者とする。ただし、岡栄 DAT スタッフ養成研修会の修了者をリーダーとすることもある。

3) 岡山県栄養士会は、必要に応じて日本栄養士会長に日本栄養士会災害支援チーム(以下、「JDA-DAT」という。)の派遣を要請する。

4) 岡栄 DAT は、被災地内において JDA-DAT とよく連携・協力し、円滑な支援活動を行うものとする。

(2) 県外で災害が発生した場合

日本栄養士会長の要請を受けて、JDA-DAT リーダー研修会修了者を派遣するものとする。

ただし、災害の規模により日本栄養士会から要請があった場合は岡栄 DAT を派遣する。

(スタッフの養成)

第4条 栄養士会は、スタッフを養成する研修会を必要に応じて開催する。

2 栄養士会は、(公社)日本栄養士会が主催する「日本栄養士会災害支援チームリーダー研修会」に会員を派遣する。

(スタッフの登録)

第3条 活動は、「非常災害時の栄養・食生活支援マニュアル(平成22年3月作成)」に基づいて、岡山県内で災害が発生した場合には岡栄 DAT が中心となって、県外で災害が発生した場合には(公社)日本栄養士会の要請を受けて支援活動を行うものとする。

(1) 県内で災害が発生した場合

1) 「岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定書」に基づいて活動する。

2) 岡栄 DAT は、スタッフとリーダーをもって編成することを基本とし、原則として「日本栄養士会災害支援チームリーダー研修会」(以下、JDA-DAT リーダー研修会という。)修了者及び岡栄 DAT スタッフ養成研修会受講者の4名程度で編成するものとする。リーダーは JDA-DAT リーダー研修会を修了した者とする。ただし、岡栄 DAT スタッフ養成研修会の修了者をリーダーとすることもある。

3) 岡山県栄養士会は、必要に応じて日本栄養士会長に日本栄養士会災害支援チーム(以下、「JDA-DAT」という。)の派遣を要請する。

4) 岡栄 DAT は、被災地内において JDA-DAT とよく連携・協力し、円滑な支援活動を行うものとする。

(2) 県外で災害が発生した場合

日本栄養士会長の要請を受けて、JDA-DAT リーダー研修会修了者を派遣するものとする。

ただし、災害の規模により日本栄養士会から要請があった場合は岡栄 DAT を派遣する。

(スタッフの養成)

第4条 栄養士会は、スタッフを養成する研修会を必要に応じて開催する。

2 栄養士会は、(公社)日本栄養士会が主催する「日本栄養士会災害支援チームリーダー研修会」に会員を派遣する。

(スタッフの登録)

第5条 栄養士会は、研修会を受講した会員を登録者名簿（様式第1号）に登録するものとする。

2 スタッフは、研修会を修了した者であることを基本とするが、当分の間、研修修了者と同等の知識を有すると認められる会員はスタッフとして活動することができる。

（連絡調整）

第6条 会長は、岡栄 DAT の運用、活動の検証及び研修のあり方等について、検討協議をするための災害時栄養支援検討会議を設置する。

（経費の負担）

第7条 岡栄 DAT の管理運営に係る事務経費等は栄養士会が負担する。

2 岡栄 DAT の活動費及び交通費は支部及び事業部の規程に準じる。

3 研修会に係る経費は、資料等の経費は受講者が負担する。

附則

この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 29 年 月 日から一部修正する。

第5条 栄養士会は、研修会を受講した会員を登録者名簿（様式第1号）に登録するものとする。

2 スタッフは、研修会を修了した者であることを基本とするが、当分の間、研修修了者と同等の知識を有すると認められる会員はスタッフとして活動することができる。

（連絡調整）

第6条 会長は、岡栄 DAT の運用、活動の検証及び研修のあり方等について、検討協議をするための災害時栄養支援検討会議を設置する。

（経費の負担）

第7条 岡栄 DAT の管理運営に係る事務経費等は栄養士会が負担する。

2 JDA-DAT への出勤に係る実務経費等は活動費を1日5,000円とし、交通費については、日本栄養士会から支払がない場合は岡山県栄養士会が実費を負担する。

岡栄 DAT の活動費及び交通費は支部及び事業部の規程に準じる。

3 研修会に係る経費は、資料等の経費は受講者が負担する。

附則

この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。